

豊明市広告付き番号案内表示システム及び
デジタルサイネージシステム設置事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、窓口サービスの向上及び市の経費削減を目的とした、広告付き番号案内表示システム及び行事情報等を掲載するデジタルサイネージシステムを無償で設置できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 豊明市広告付き番号案内表示システム及びデジタルサイネージシステム設置事業
- (2) 事業内容 別紙「豊明市広告付き番号案内表示システム及びデジタルサイネージシステム設置事業仕様書」のとおり
- (3) 設置期間 システム運用開始日から令和13年5月2日（金）まで
- (4) 設置場所 豊明市役所本館1階（詳細は「設置場所レイアウト図」のとおり）
- (5) 事業費用 広告付き番号案内表示システム及びデジタルサイネージシステムの設置並びに維持管理にかかる費用は事業者の負担とし、豊明市（以下「市」という。）は本事業に関わる一切の費用を負担しない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。なお、必要に応じて市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 豊明市物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体において、広告付き番号案内表示システム又はデジタルサイネージシステム設置の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者（同法174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 豊明市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年2月15日決裁）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) 国税及び都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。

4 プロポーザルスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和7年12月23日（火）
質問受付期間	令和7年12月23日（火）から 令和8年1月9日（金）17時 必着
質問回答期日	令和8年1月14日（水）
参加申込及び企画提案書提出期限	令和8年1月21日（水）17時 必着
審査会通知	令和8年1月26日（月）
審査会	令和8年1月28日（水）午後
審査結果の通知	令和8年2月上旬
協定の締結	令和8年2月上旬

5 質問の受付・回答

質問の受付・回答は下記のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和8年1月9日（金）17時 必着
- (2) 提出方法 電子メールで送付すること。
- (3) 提出書類 様式1「質問書」
- (4) 回答方法 令和8年1月14日（水）までに質問者に対して電子メールで送付するとともに、市ホームページで公開する。
- (5) 注意事項

ア メールの表題は「豊明市広告付き番号案内表示システム等設置事業に関する質問」とすること。

イ 質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等を補完するものとする。

ウ 口頭、電話及びFAXによる質問は受け付けない。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和8年1月21日（水）17時 必着
- (2) 提出書類
 - ア 様式2「参加申込書」
 - イ 様式3「誓約書」
 - ウ 様式4「会社概要」
 - エ 法人登記にかかる現在事項証明書の写し（発行後3か月以内のものに限る。）
 - オ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないことの証明書の写し（国税は納税証明書（その3）に限る。）
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は書留郵便を使用し、提出すること。
- (5) 通 知 参加申込者には、令和8年1月26日（月）までに審査会参加要請の通知をメール送信する。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年1月21日（水）17時 必着
- (2) 提出方法 持参又は書留郵便を使用し、提出すること。
- (3) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数 他
① 企画提案提出書	様式5	1部
② 業務実績	様式6	1部
③ 企画提案書	様式任意 A4版13枚以内	原本1部 写し5部

(4)企画提案書留意事項

ア 様式6「業務実績」

参加申込者が受注した国または地方公共団体を相手方とする直近の広告付き番号案内表示システム又はデジタルサイネージシステムの導入事績について記載すること。

イ 企画提案書（様式任意）

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成すること。

【テーマ1】提案するシステムの機能、配置等について

【テーマ2】市政情報、広告の発信方法について

【テーマ3】自社の独自性・優位性、その他提案したいことについて

ウ 企画提案書の記載に関する留意事項

- ① 用紙サイズはA4版とし、横書きを基本とする。
- ② 企画提案書は両面刷りで、表紙を含めて13枚（25ページ）以内とする。
- ③ 企画提案書にはページ数を付すこと。
- ④ 文字サイズは、11pt以上とする。
- ⑤ 図、絵、写真等の使用は可とする。
- ⑥ 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載する。

8 審査会の実施

- (1) 実施日 令和8年1月28日（水）午後
- (2) 時間場所 審査会参加要請通知に記載
- (3) 所要時間 35分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、準備・片付け5分）

(4) 実施方法

ア プrezenteーションを行う順番は、参加申込書の受付順とする。

イ プrezenteーションは自由形式とする。ただし、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、企画提案書に添付されていない新たな資料等の追加はできないものとする。

ウ プrezenteーション出席者は3名以内とする。

エ プrezenteーションに際し、パソコン等電子機器の使用は可とする。なお、プロジェクター、スクリーン及びコードリールは市が用意する。

9 審査方法

(1) 審査委員会

ア 企画提案書等の評価は「豊明市広告付き番号案内表示システム及びデジタルサイネージシステム設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。

イ 選定委員会の委員構成については、評価の公平性を確保するため、公表しないものとする。

(2) 評価方法

ア 企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、「豊明市広告付き番号案内表示システム及びデジタルサイネージシステム設置事業企画提案書等評価基準」に準じて、審査委員ごとに評価し、その合計点を評価点とする。

イ 選定委員会は、総合評価点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、参加者が1事業者の場合であっても本プロポーザルは成立することとする。ただし、総合評価点が一定水準に達しない場合は、受託候補者として選定しない。

ウ 上位者の評価点が同点の場合は、選定委員の協議により決定する。

10 失格要件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プロポーザル審査会の集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この要領に示した条件に適合しない場合。

11 審査結果の通知

全参加事業者に対し電子メールにより通知するとともに、市ホームページで公開する。なお、審査結果について、質問及び異議申し立ては受け付けない。

12 協定の締結

審査結果の通知後、受託候補者と速やかに協定内容について協議し、協定の締結を行う。

13 広告掲載手続き

- (1) 広告主の募集は、受託者において行うものとする。
- (2) 広告を掲載する広告主及び広告内容については、豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱を遵守すること。

14 その他

- (1) 本プロポーザルの実施における企画提案書等の作成・提出並びにヒアリング等に係る一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差替及び再提出は認めない。

- (3) 提出書類は、申込みを精査する作業に必要な範囲において複製することがあり、返却はしない。
- (4) 提出書類は、豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）に規定する開示請求の対象となる。
- (5) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、審査に必要な範囲において複製することができるものとし、協定締結後に、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (6) 協定締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当したことが明らかとなった場合あるいはこのプロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、協定を解除することができる。

1.5 連絡先

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市役所 市民生活部 市民課 担当：星子・加藤
電話番号：0562-92-1112
電子メール：shimin@city.toyoake.lg.jp